議案第57号

財産を無償で貸し付けること(鳥取市武道館用地)について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種	類	所	在	地	数	量
土	地	 鳥取市東町一] 		6番ほか1筆	3,634.47平方メートル	

2 相 手 方

鳥取市幸町71番地

鳥取市

3 貸付期間

令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

4 理 由

武道の普及と競技力向上を図るため、鳥取市武道館の用に供する土地を、引き続き無 償で貸し付けようとするものである。